

岐阜県立東濃高等学校いじめ防止基本方針

平成28年4月

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 東濃高等学校いじめ防止基本方針の意義

- ①生徒の尊厳を保持することを目的として、いじめ問題克服に向けて取り組む。
- ②いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために岐阜県立東濃高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

(4) 本校の姿勢

- ・「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはいつでもどこでも起こりうる」の意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・生徒の主体的、積極的な活動（授業、部活動、生徒会活動等）を推進することで、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができ、自己存在感や充実感を感じられる学校をつくる。
- ・全ての生徒がいじめの加害者、被害者、観衆、傍観者にならないように指導を徹底する。
- ・いじめは心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与え、生命または身体に危険を生じさせる許されない行為であることを理解させ、生徒の主体的、積極的な普及啓発活動を推進する。
- ・いじめを受けた生徒の生命、心身の安全を確保することを最大の目的とする。
- ・いじめ問題には学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・いじめ問題は根の深い問題であることを理解し、継続して注意深く経過観察をおこない、折に触れて必要な指導をおこなう。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の組織的対策

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ①いじめ防止等に関する措置を実効的におこなうために「いじめ防止等対策委員会」を置く。
- ②いじめ防止等対策委員会は年間2回開催する。

(2) 本校の組織的取組

①学校全体の取組

- ・全ての教育活動を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践、行動ができるような人権意識を醸成する。
- ・奉仕活動やMSL活動を含めた全ての教育活動を通じて、より良い道徳性をもった生徒を育てる。
- ・常に生徒に関する情報交換をおこなう。また、日頃から危機管理体制を整備する。

- ・いじめ問題の対応等の職員研修会（生徒支援職員研修）を開催し職員のスキルアップをはかる。
 - ・定点観察を全職員でおこなうことによって、早期発見に努める。
 - ・いじめ防止等対策委員会において、計画の確認、評価、検討、見直しをおこなうことによってより良い学校運営をおこなう。
- ②生徒指導部の取組（生活指導、教育相談、特別活動）
- ・基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目指して指導をおこなう。
 - ・生徒からのサインや生徒の問題行動等を見逃さず、全職員が同じ指導ができるよう生徒指導体制を整備するとともに、外部機関との連携を図る。
 - ・情報モラルに関する指導をおこなう。
 - ・部活動や生徒会活動等、生徒が主体的、積極的な活動ができるよう支援をする。
 - ・ホームルーム活動の工夫により、コミュニケーション能力を育成する。
 - ・集団活動を通して道徳心や倫理観、公共心を育成する。
 - ・学校行事において、望ましい人間関係を育成し、居場所や絆作りを推進する。
 - ・定期的に「実態調査」を実施し、状況を把握する。
 - ・年間を通して、職員に「気づきメモ」による生徒の気になる言動等の状況を報告してもらい、早期発見に努める。
 - ・中学までのいじめ問題に関するアンケートを実施することで新入生の適応指導に生かす。
- ③教務部の取組（教科指導、渉外）
- ・ユニバーサルデザインを意識した分かる授業を推進する。
 - ・良いところを褒め、伸ばす評価の工夫をおこなう。（可視化、加点法等）
 - ・「学びなおし」を実践する。（各教科での工夫、朝トレの実施等）
 - ・多文化共生教育、外国人生徒の積極的な受け入れをおこなう。
 - ・特別支援学校との交流を通して思いやりの心を育成する。
 - ・演劇ワークショップを通してコミュニケーション能力の向上を図る。
 - ・いじめ問題について基本方針をPTA総会において伝える。
 - ・毎月保護者と共におこなう「校内でのあいさつ運動」で生徒の姿・態度等を観察する。
- ④進路指導部の取組
- ・進路意識を明確にし、進路実現に向かわせることで、現在の生活実態に目を向けさせる。
 - ・様々な「就職先、進学先」を見聞することで、社会の中で自分とは異なる立場に居る人々の心情を思いやる機会にする。また同時に、身近な人々の生活や心情を考える機会を与える。
 - ・キャリア教育プログラムを通して、働くことの意義と他を思いやる心を育成する。
- ⑤保健厚生部の取組
- ・命を守る訓練や勤労体験学習を通して、命の大切さを知り、思いやりの心を育てる。
 - ・環境整備を通して、互いに気持ちの良い空間の維持に努める。
 - ・保健室来室の状況を把握し、問題の早期発見に努める。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

組織対応

- ・生徒指導部と学年団による対応
- ・生徒指導委員会による対応
- ・いじめ防止等対策委員会による対応
- ・スペシャリストサポート事業を活用した対応

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

①対応

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む。）への報告をし、詳しい調査の実施について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

②学校主体調査

- ・生徒指導部と学年団を中心に調査をおこなうが、重大事態に直接の人間関係や利害関係がある構成員以外でおこなう。
- ・スペシャリストサポート事業を活用して第三者を加えることができる。